

市政記者各位

スマホ申請でご自宅へお届け！



税務証明書等の電子申請サービスがスタートします！

福岡市では、現在、行政手続きのデジタル化・オンライン化などのデジタルトランスフォーメーション(DX)の取り組みを積極的に進め、4月から、新しい電子申請システムの運用を開始しております。

このたび、新しい電子申請システムで申請できる手続きに、「税務証明書等の交付申請」が加わりますので、お知らせします。

税務証明書等の交付申請について ※マイナンバーカードとクレジットカードが必要です

(1) 申請方法 (詳細は別紙参照)

市ホームページ(「福岡市 ネットで手続き」で検索)で「税務証明書等の交付申請」を選択。画面の案内に従って必要な申請情報を選択してください。

マイナンバーカードによる本人確認と手数料の支払い(クレジットカード決済)を行うと申請完了となり、税務証明書等をご自宅等へ郵送されます。

従来の郵送請求で必要だった返信用封筒や郵便局の定額小為替の準備も不要です。

申請できる証明書等 (9種類)

- 納税証明書
- 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
- 軽自動車税(継続検査用)納税証明書
- 市県民税課税・非課税証明書(所得証明書)
- 固定資産公課証明書
- 固定資産評価証明書
- 無資産証明書
- 固定資産課税台帳の写し
- 名寄帳の写し



【キャンペーン】

令和4年3月31日までの間、証明書の 普通郵便料(84円) を **無料** とします。

(2) サービス開始日時

令和3年5月10日(月) 午前10時

【問い合わせ先】

- 新しい電子申請システムに関すること
総務企画局DX戦略課 担当：橋本 TEL:092-711-4806
- 税務証明書の交付申請に関すること
財政局納税企画課 担当：芳賀 TEL:092-711-4206

【参考】新しい電子申請システムで申請できる手続き

1 税務証明書等の交付申請 <令和3年5月10日開始>

○ 税務証明書等をオンラインで請求することができるサービスです。

福岡市 ネットで手続き

検索

○ マイナンバーカードによる本人確認と手数料の支払い(クレジットカード決済)を行い、請求を完了すると、税務証明書を郵送で交付します。

申請画面はこちらを検索
※ 5/10 から利用可能

窓口で申請する場合と比べて 来庁する必要なし！ いつでも申請可能！

窓口で申請する場合

- 区役所等の窓口に来庁する必要あり。
- 平日の区役所開庁時間に手続きする必要あり

新しい電子申請システムの場合

- 来庁する必要なし！
- いつでも申請可能です！

郵送による請求と比べて 手続きは便利に！ 費用は少なく！

郵送請求の場合

- 定額小為替購入のために郵便局に出向く必要があり、返信用封筒の同封も必要
- 証明発行にかかる手数料以外に定額小為替の購入手数料 100 円、郵送の往復費用 84 円×2 の計 **268 円が必要**

新しい電子申請システムの場合

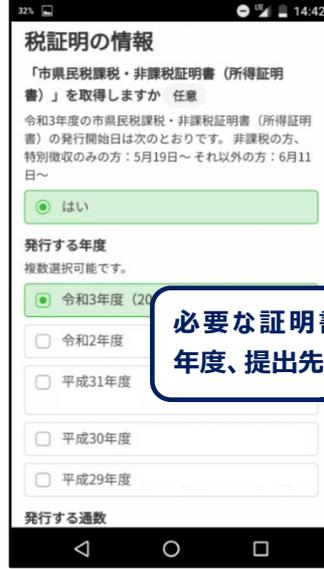
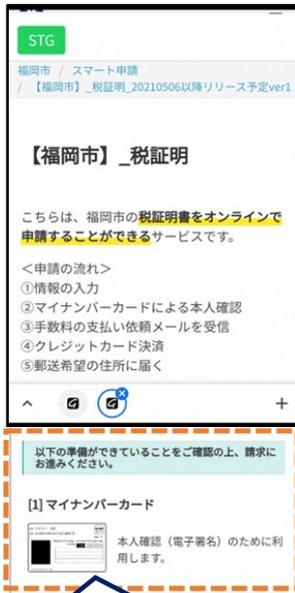
- いつでもどこでも申請できます！
(郵便局に出向く必要がありません！)
- 証明発行にかかる手数料以外に返送用の切手費用 **84 円のみ (R3 年度中は無料)**

便利な新電子申請システムをぜひご利用ください！！

新しい電子申請システム：税務証明書の交付申請 ～主な手続きの流れとポイント～

※スマートフォンの場合

① 手続き概要 ② アカウント作成・ログイン ③ 申請情報の選択



必要な証明書の種類、年度、提出先等を選択。

マイナンバーカード/クレジットカードが必要です

メール認証でも手続き可能

④ 電子署名(マイナンバーカード) ⑤ 受付完了メールを送信 ⑦ 決済(クレジットカード) ⑧ 申請完了



⑥ 審査結果・決済依頼メールを送信

受付完了後2営業日以内に審査結果、手数料の決済依頼メールを送信します



マイナンバーカードをスマートフォンで読み取り、署名用電子証明書の暗証番号を入力



令和4年3月31日まで、普通郵便料(84円)を無料とします!



アンケート利用規約はこちら